

広報家畜衛生

家畜保健衛生所ホームページURL

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

令和6年2月29日発行

○徳島家畜保健衛生所

〒770-0045 徳島市南庄町5丁目94

TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938

○阿南支所

〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46

TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

畜産農家の皆様へ

死亡した家畜は適正に処理しましょう！

県内の山林で、

死亡子牛が不法に投棄される事案がありました。

詳細は現在調査中ですが、死亡した家畜を投棄することは法律違反です。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十六条)

死亡した家畜は、必ず死亡獣畜取扱事業者等へ連絡し、適切に処理してください。

※死亡牛を投棄した場合の罰則

■5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）または併科

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 罰則 第二十五条、第三十二条)

詳しくは、最寄りの家畜保健衛生所まで御連絡ください。

<連絡先>

徳島家畜保健衛生所 088-631-8950

阿南支所 0884-22-0304

休日・夜間も24時間対応しています